
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の 一部変更について

令和6年9月19日
環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

PCB廃棄物処理基本計画の一部変更について

- 令和6年7月9日に北海道及び室蘭市から、令和6年度末で処理事業を終了した北九州・大阪・豊田事業地域で新たに発見された高濃度PCB廃棄物の受入要請に同意いただいたことから、PCB特措法に基づくPCB廃棄物処理基本計画を一部変更して、高濃度PCB廃棄物の処理体制の見直しを行うもの。
- 基本計画案に対するパブコメについて意見はなく、経産大臣等との各省協議も整い、令和6年8月30日（金）閣議決定。

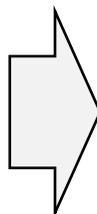
PCB廃棄物処理基本計画とは

- PCB特措法第6条に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、PCB廃棄物の処理施設の整備や体制の構築、処理スケジュール、技術的な検討、補助制度、支援制度等をまとめたもの（2003(平成15)年4月22日閣議決定）。
- 前回（令和4年5月31日閣議決定）は、北九州市から処理期間の延長の要請を受諾されたこと等を受け、処理体制の定義等のため、PCB処理基本計画を一部変更した。

今回の変更のポイント

現行制度

- 5つの事業所で期限内に処理を完遂する計画ごととされており、北九州・大阪・豊田事業地域の高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー等、安定器・汚染物等）を北海道事業所で処理することはできない。



変更案

- 令和5年度末で処理事業を終了した北九州・大阪・豊田事業地域で処理が必要な高濃度PCB廃棄物を北海道事業の対象物に追加することで、JESCO北海道事業所で処理を実施する。

(参考) PCB処理基本計画に基づく事業地域 (エリア)

●高濃度PCB廃棄物の処分期間と事業エリア

※処分期間：PCB特措法で保管事業者に処分が義務付けられた期間

安定器及び汚染物等

北海道(室蘭)・東京 事業エリア

処分期間：令和5年3月31日まで

令和7年度まで事業を継続

安定器及び汚染物等

北九州・大阪・豊田 事業エリア

処分期間：令和3年3月31日まで

令和5年度末で事業終了

変圧器・コンデンサー

北九州 事業エリア

処分期間：平成30年3月31日まで

平成30年度で事業終了

変圧器・コンデンサー

大阪 事業エリア

処分期間：令和3年3月31日まで

令和5年度末で事業終了

変圧器・コンデンサー

北海道(室蘭) 事業エリア

処分期間：令和4年3月31日まで

令和7年度まで事業を継続

変圧器・コンデンサー

東京 事業エリア

処分期間：令和4年3月31日まで

令和7年度まで事業を継続

変圧器・コンデンサー

豊田 事業エリア

処分期間：令和4年3月31日まで

令和5年度末で事業終了



北九州エリア：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（17県）

大阪エリア：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（6府県）

豊田エリア：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県（4県）

東京エリア：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（4都県）

北海道(室蘭)エリア：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（16道県）

(参考) PCB廃棄物処理事業

1. ポリ塩化ビフェニル (PCB) について
 - コンデンサー用の絶縁油等に利用されている化合物。
 - 人の健康や環境への有害性が確認されている。



コンデンサー



安定器

2. 歴史と課題

- 1968年 (昭和43年) 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 1972年 (昭和47年) 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等指示



約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗 (39戦39敗)
→ 処理の停滞・保管の長期化
この間に、紛失・漏洩等による環境リスクの増加

- 2001年 (平成13年) PCB特措法成立。
高濃度のPCB廃棄物については、国が主導し全国5か所 (北海道 (室蘭)、東京、豊田、大阪、北九州) にJESCO (中間貯蔵・環境安全事業株式会社) の処理施設を、施設立地地域のご理解・ご協力の下、順次設置(H16~H25)。
- 2014年 (平成26年) 各施設の処理期限延長
(東京、北海道事業エリアは、2016年 (H28) 7月から2026年 (R8) 3月へ変更)
- 2016年 (平成28年) PCB特措法等の改正
(使用中の高濃度PCB使用製品の期限内の処理を義務化など)。
- 2024年 (令和6年) 北海道 (室蘭) の対象エリアに、令和5年度末で処理事業を終了した西日本 (北九州・大阪・豊田) を追加し、東京と北海道 (室蘭) の2か所体制へ変更
- 2026年 (令和8年) 3月 JESCOでの高濃度PCB処理事業を終了 (予定)

(参考) 高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

- 令和6年3月末（速報値）までに、JESCOに登録されているPCB廃棄物の量は、変圧器・コンデンサー等が39万5千台、安定器・汚染物等が2万2千トンであり、このうち変圧器・コンデンサー等の99%、安定器・汚染物等の94%の処理が完了した。

令和6年3月末時点の処理量と進捗率（変圧器・コンデンサー類）

	変圧器	コンデンサー類
北九州事業エリア	【処理完了】約2,800台	【処理完了】約59,000台
大阪事業エリア	【処理完了】約2,800台	【処理完了】約85,000台
豊田事業エリア	【処理完了】約2,500台	【処理完了】約79,000台
東京事業エリア	約3,800台 (99%)	約85,000台 (99%)
北海道事業エリア	約4,100台 (99%)	約70,000台 (99%)
全国※1	約16,000台 (99%)	約379,000台 (99%)

※1 端数の関係で合計が合わない。数百台の登録済み未処理のコンデンサー等がある。

令和6年3月末時点の処理量と進捗率（安定器・汚染物等）

	安定器・汚染物等
北九州・大阪・豊田事業エリア	【処理完了】約10,000トン
北海道・東京事業エリア	約10,000トン (89%)
全国※2	約21,000トン (94%)

※2 端数の関係で合計が合わない。